

1 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

次のような事項に留意して自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項を定める。

- 広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とすること。
- 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るため推進するものであること。
- 広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくこと。

2 市町村の消防の現況及び将来の見通し

次のような事項に留意して市町村の消防の現況及び将来の姿を定める。

- 各市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、消防の広域化や連携・協力を実施することを含め、今後のあるべき姿の検討を行うため、県が積極的な助言等を行う必要があること。
- 市町村の分析・検討を踏まえた上で、
 - ・過去約10年間について、広域化の進捗状況、消防需要の動向等を振り返り、
 - ・消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の現況を把握し、改めて広域化の必要性を十分認識した上で、おおむね10年後の消防本部の姿を見通す必要があること。

(仮称)第2次青森県消防広域化推進計画の骨子案について

3 広域化等対象市町村の組合せ

次の点を十分考慮した上で、広域化等対象市町村及びその組合せを定める。

◆ 広域化対象市町村の組合せ

- 県全体を一つの単位とした区域(全県一区)での広域化は理想的な消防本部のあり方の一つであるとされていること。(国指針)
- 管轄人口30万人以上の規模を目標とするのが適当とされていること。(国指針)
- しかしながら、管轄面積の広狭、交通事情などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口動態等の地域の事情を十分考慮する必要があること。(国指針)
- 管轄人口10万人未満の小規模な消防本部及び消防吏員数が100人以下の消防本部については、可能な限り広域化対象市町村に指定する方向で検討する必要があること。(国指針)
- 以上を踏まえ、県内の消防のあるべき姿を議論し、おおむね10年後までに広域化すべき組合せを定めた上で、推進期限(平成36年4月)までに広域化すべき組合せを定める。

なお、必要に応じ、段階を踏んだ組合せや実現可能性のある複数の組合せについて検討する。

◆ 連携・協力市町村の組合せ

- 広域化と同様に地域の実情を考慮し、市町村の自主的かつ多様な消防の連携・協力を尊重する必要があること。
- 推進計画に位置付けることが望ましいものとしては、高機能消防指令センターの共同運用、消防用車両・消防署所の共同整備等が挙げられていること。

(仮称)第2次青森県消防広域化推進計画の骨子案について

4 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

- 消防組織法において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報提供等が定められていることを踏まえ、県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項を定める。

5 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

- 市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果を十分発揮することができるよう、広域化後の消防の円滑な運営の確保に必要な事項を定める。

6 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

- 広域化後の消防本部と市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に必要な事項を定める。
 - 消防団との連携の確保
 - 市町村防災・国民保護担当部局との連携の確保